

定 款

竹田印刷株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、竹田 iP ホールディングス株式会社と称する。

英文では、TAKEDA iP HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業およびこの関連事業を営むことならびに次の事業およびこの関連事業を営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

1. 諸印刷ならびにこれに付随する業務
2. 紙器ならびに包装資材の製造販売
3. 広告の企画・立案ならびに制作
4. 販売促進のための物品・機械ならびに什器・備品の販売
5. 展示会、イベント催事の企画・演出・運営
6. テレビ番組・テレビコマーシャル・ピーアールビデオ・ピーアール映画の企画・制作
7. 各種撮影用スタジオの賃貸業務
8. マルチメディアによる情報通信、情報処理および情報提供のサービス事業
9. 情報通信機器およびシステムの開発・設計・販売ならびにリース
10. 半導体部品の設計ならびに半導体部品にかかる治工具の製造販売および機械機器類の販売
11. 不動産の賃貸業務
12. 紙ならびに印刷用資材の販売
13. 印刷用・製本用・紙器製造用機械器具の修理・販売ならびにリース
14. 印刷・製本に要する付属品および製版用薬品の販売ならびにリース
15. 文具、日用雑貨、その他物品の販売ならびにリース
16. 労働者派遣事業
17. 倉庫業
18. 医薬部外品および化粧品の製造販売
19. 管理医療機器の販売
20. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、29,592,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 10 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法等)

第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区分して、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役（以下、「補欠監査等委員」という。）を選任することができる。
5. 第 4 項に定める補欠監査等委員の選任決議の定足数および決議要件は、第 2 項の規定を準用する。

(任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の集結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。
4. 補欠監査等委員の選任決議の効力は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役の選定)

第 21 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名、および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定める取締役がこれを招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。ただし、この責任免除は、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合に限る。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 29 条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

2. 当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、執行役員を兼務することができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、別に定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役との責任限定契約に関する経過措置)

1. 2021年3月31日に終了する事業年度に関する第83回定時株主総会の終結前の監査役（監

査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による定款一部変更前の定款第 35 条の定めるところによる。

(経過措置)

2. 第 1 条および第 2 条の変更は、第 84 回定時株主総会に付議される第 1 号議案「吸収分割契約承認の件」が原案どおり承認可決されること、および、当該議案で承認可決された吸収分割契約書に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、2023 年 4 月 1 日に効力を発生するものとする。なお、本項は、第 1 条および第 2 条の変更の効力発生日をもって削除する。
3. 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
4. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。
5. 附則 3～5 項は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(実施期日)

1975 年 5 月 制定
1975 年 12 月 改訂
1990 年 12 月 改訂
1992 年 4 月 改訂
1993 年 6 月 29 日 改訂
1994 年 6 月 27 日 改訂
1996 年 6 月 27 日 改訂
1998 年 6 月 26 日 改訂
1999 年 6 月 29 日 改訂
2002 年 6 月 27 日 改訂
2003 年 6 月 27 日 改訂
2004 年 6 月 29 日 改訂
2005 年 6 月 29 日 改訂
2005 年 11 月 1 日 改訂
2006 年 6 月 29 日 改訂
2009 年 6 月 26 日 改訂

2010年1月6日 改訂
2010年6月25日 改訂
2011年6月28日 改訂
2013年6月27日 改訂
2016年6月28日 改訂
2018年6月27日 改訂
2020年6月25日 改訂
2021年6月24日 改訂
2022年6月24日 改訂